

由布市いじめ防止基本方針

由布市教育委員会

はじめに

いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為であるとともに、どの学校にも、どの子にも起こりうる。いじめからすべての子どもを救い、心豊かで安心安全な社会を作ることは、学校を含めた社会全体の課題である。

由布市教育委員会は、この認識に立ち、これまで、「いじめを生まない学級学校づくり」を基本とし、教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築を図るなど、いじめ対策の取組を充実させてきた。

「由布市いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月施行）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月策定）、「大分県いじめ防止基本方針」（平成26年施行）に示された、国及び県の基本方針を参酌し、さらなるいじめ防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ実効的に推進するために策定したものである。

この基本方針に示したいじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、社会総がかりで連携していじめの問題へ取り組もうとするものである。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

（2）求められる責務

犯罪、いじめ、虐待その他の有害な環境及び事故から子どもを守り、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

①教育委員会の責務

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（法第7条）

②学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（法第8条）

③ 保護者の責務等

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(法第9条第1、2、3項)

(3) 基本的な認識

①いじめは、「人間として絶対に許されない、重大な人権侵害」である。

「いじめは子どもの尊厳を脅かす、卑劣な行為である」という認識に立ち、社会全体でいじめを許さない雰囲気を醸成することが大切である。

②いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」である。

いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こり得る。また、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。

③いじめは、「発見が難しい問題」である。

いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。また、被害者は、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合もある。

④いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

社会全体で児童及び生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域が組織的に連携し共同する体制を構築することが大切である。

(4) 基本的な姿勢

①教育委員会として

- ・由布市いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域社会が一体となって、総合的ならびに体系的にいじめの防止等の取組を推進する。
- ・いじめに関する相談体制の充実、学校や家庭、地域社会、関係機関との連携強化等、いじめの防止等に関する体制を整備する。
- ・学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめを認知した場合は、学校と一体となって、解決に向けて迅速かつ適切な対策を講じる。

②学校として

学校等は、その設置目的や理念に基づき、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- ・子どものいじめ、虐待等の早期発見及びその解決に向けた支援をすること。
- ・開かれた学校等の推進により、家庭及び地域と連携協力を図ること。

- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人が、心豊かに、安心して生活できる学校及び学級づくりを行う。
- ・児童及び生徒にしっかりと寄り添い、一人一人の状況を把握するとともに、児童及び生徒が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等とも信頼関係を構築し、いじめの防止等に係る情報を共有しながら未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

③保護者として

- ・どの児童及び生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高めるよう努める。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・学校や地域の子どもとかかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・いじめを発見、また、いじめのおそれがあると思われる時は、速やかに学校等に通報または相談する。

④地域社会として

- ・地域の子どもは、地域で育てることを目指し、すべての子どもが健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

(5) 基本的な対応

①未然防止

教育活動全体を通して、児童及び生徒の豊かな情操や道徳心、心の通う人間関係を構築する能力、ストレスに適切に対処できる力等を養う。

②早期発見

学校、家庭、地域が一体となって、子どもたち一人一人に寄り添いかかわる中で、児童生徒の些細な変化やサインに気付く力を高めるとともに、教育委員会や関係機関等の相談機能も充実させ、子どもたちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。

③早期対応

・教職員は、いじめ事案に対処する資質向上に努めるとともに、学校は連携体制を確立させ、いじめを認知した場合は、速やかに組織的に対応する。併せて、保護者の理解、協力を得ながら早期解決を目指す。

・いじめられている児童や生徒、又はいじめを知らせてきた児童生徒に対しては「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童又は生徒に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 教育委員会が実施すべき施策

(1) 「由布市いじめ問題対策連絡協議会」「由布市いじめ問題解決支援会議」の活用

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、由布市立小中学校（以下「学校」という。）におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うために、「由布市いじめ問題対策連絡協議会」「由布市いじめ問題解決支援委員会」を活用する。

①「由布市いじめ問題対策連絡協議会」構成員

- ・校長会代表
- ・大学教授
- ・精神科医
- ・弁護士
- ・社会福祉士
- ・臨床心理士
- ・児童相談所職員
- ・自治委員
- ・由布市学校子ども支援センター職員

②「由布市いじめ問題対策連絡協議会」の役割

「由布市いじめ問題対策連絡協議会」は、教育委員会及び学校におけるいじ

め防止等の対策について検証するとともに、いじめの防止等に関係する機関及び関係団体と連携を図る。

③「由布市いじめ問題解決支援委員会」構成員

- ・大学教授
- ・精神科医
- ・弁護士
- ・臨床心理士
- ・社会福祉士
- ・児童相談所職員

④「由布市いじめ問題解決支援委員会」の役割

「由布市いじめ問題解決支援委員会」は、いじめの重大事態に対し、教育委員会からの要請に基づき法第28条第1項の規定による調査等を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(2) 教育委員会の取組

いじめの未然防止・早期発見に関すること

①「いじめをなくすための啓発強化週間（仮）」の実施

学校と連携し、年1回（12月）学校の年間指導計画に位置付け、各校の児童会や生徒会等による主体的な取組を促進する。

②いじめ防止に向けた交流会の実施

各校児童生徒代表者を招集し、学校間での交流会を実施することにより、いじめ未然防止に向けた各校の取組を促進する。

③「心育て」のための講演会の実施

保護者、地域住民、教職員対象にいじめ未然防止に向けた啓発活動を行う。

④研修会等の実施

- ・小中交流担当者会
- ・生徒指導連絡会
- ・教育相談担当者研修会
- ・由布市教職員研修

⑤「由布市学校子ども支援センター」の周知

児童・生徒及びその保護者、並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備し、広報活動をする。

⑥各学校における「情報モラル教室（仮）」の開催支援

児童生徒及びその保護者並びに教職員が、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、必要な啓発活動を実施し、「情報モラル」教育を充実させる。

いじめの対処に関すること

⑦由布市学校ネットワークを活用した報告様式の活用

学校においていじめを認知した場合、教育委員会へ由布市学校ネットワークを活用した報告様式により、学校が認知したすべてのいじめについて、教育委員会と学校が迅速かつ正確な情報共有を行い、「事案の内容」、「現在の状況」、「学校の措置」などの情報を、速やかに学校と教育委員会とが共有する態勢を整えることにより、緊密な連携体制を構築する。

⑧スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、派遣による教育相談体制の充実

児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止め、共感的理解することができる教育相談体制を整備する。

⑨異なる学校間において、いじめの加害や被害児童生徒が生じた場合は、学校相互間の連携協力体制を整備する。

常に生徒指導連絡会等で、迅速に情報交換や連絡のできる体制を確立しておく。

⑩警察との連携の必要性の助言

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(法第23条第6項)

2 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(法第13条)

学校は、国、県、市の基本方針を参酌し、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した学校基本方針については、学校のホームページや学校だより等を活用し、保護者や地域住民へ周知する。

(2) いじめ防止委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(法第22条)

上記のいじめの防止等の対策のための組織を「いじめ防止委員会」という。

※「いじめ防止委員会」は、学校の実情に応じて名称を決定する。

①いじめ防止委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実施・修正の中核となるものである。
- ・学校基本方針の策定や見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。
- ・いじめの相談や通報の受付を行う。

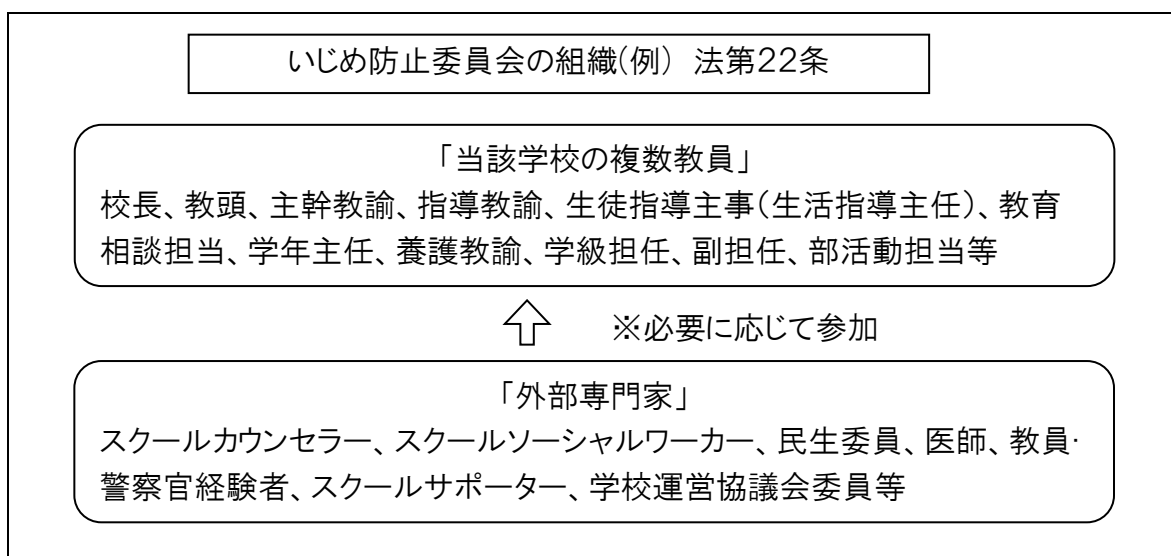
いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を行う。

②いじめ防止委員会の構成員

管理職、主幹教諭、指導教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員、外部専門家（学校の実情に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

※構成員については学校の実情に応じて決定する。

※いじめ防止委員会を実際に機能させるため、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議の実働体制を整えておく。



(3) 学校の取組

いじめの未然防止に関すること

＜いじめを生まない学校づくりを目指して＞

①校内指導体制の確立

いじめの重大性を教職員全員で認識し、特定の教職員が抱え込むことなく、学校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

②教職員の指導力の向上

学校は校内研修を行い、さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して、専門的知識に基づいた研修の充実を図る。

③人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。すべての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組、共感的人間関係を育成する指導や支援を継続する。

④道徳的実践力を培う道徳教育の充実

「いじめをなくすための啓発強化週間（仮）」等を利用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳教育の指導や取組を実施する。

⑤子どもの自己指導能力の育成

児童会、生徒会を通していじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導や支援を行う。

また、児童生徒代表者によるいじめ防止に向けた交流会等を開催し、全市でいじめを許さない雰囲気醸成を促進する。

⑥家庭・地域社会、関係機関との連携強化

P T Aや地域の関係者ととともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、「心育て」のための講演会を開催し、保護者、地域住民、教職員が一体となった取組を推進する。

⑦学校基本方針の周知

いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等について、P T A総会等で明確に提示し、保護者や地域の理解を得るとともに、多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

⑧学校基本方針による取組の評価

学校は、学校基本方針による取組の状況について、いじめ防止委員会を主体として計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を継続させる。

いじめの早期発見に関すること

⑨教職員による観察や情報交換

児童生徒の些細な変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報共有できる工夫（迅速かつ的確な情報交換等）を行う。

⑩定期的なアンケート調査や個人面談の実施

児童生徒の生活実態について、定期的又は必要に応じてのアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等により、きめ細かな把握に努める。

⑪教育相談体制の整備

児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。またその充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。

⑫相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知を継続的に行う。

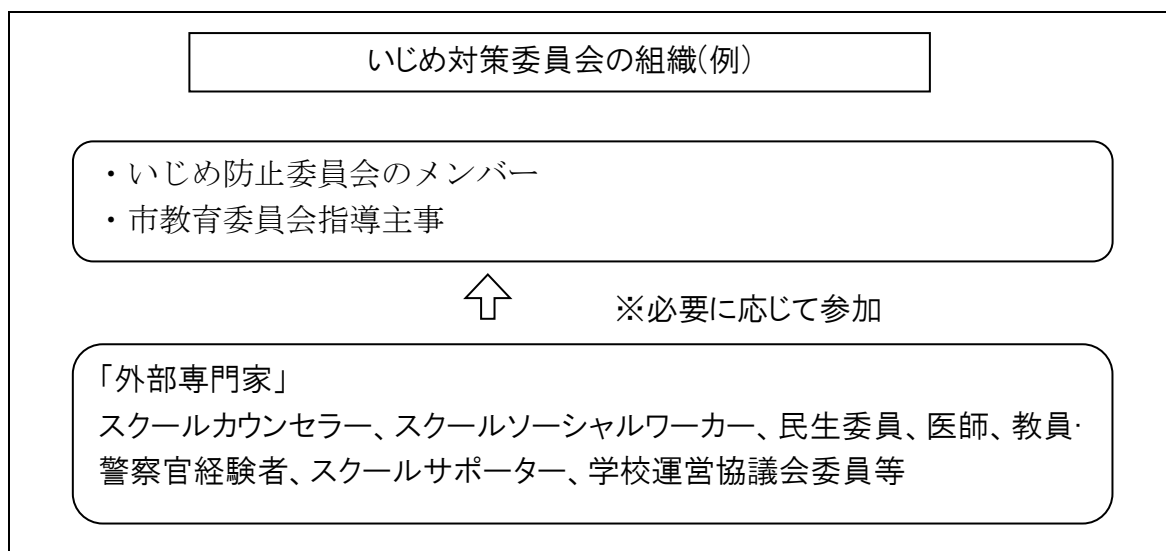
いじめの早期対応に関すること

⑬いじめの発見や相談を受けたときの対応

いじめられた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、正確な事実関係の把握に努め保護者等と協力して対応する体制を整える。

⑭組織的な対応

いじめの発見や通報を受けた教職員は、いじめ防止委員会へ報告し、その情報を共有する。その後は、学校長の積極的なリーダーシップのもといじめ対策委員会を組織し、対応をおこなっていく。



⑮いじめられた児童生徒やその保護者への支援

事実関係の聴取を行い、心のケアやいじめから守り通すための対応を行う。正確な情報を保護者へ伝え共有する。あわせて、いじめられた児童生徒に寄り添える体制を作る。

⑯いじめた児童生徒やその保護者への支援

学校は事実関係を明確にするとともに速やかにいじめをやめさせ、児童又は生徒には心理的孤立感等を与えないような教育的配慮のもと、再発防止の措置をとる。正確な情報を保護者へ伝え、継続的な助言や支援を行う。

⑰いじめの事実調査

アンケート調査や個人面談等を実施しその結果をもとに、付随又は新たないじめ事案の有無や、当該いじめ事案の周囲の児童生徒の影響等について把握する。

⑱集団への働きかけや継続的指導

学校は、いじめを助長する雰囲気や、「全員参加型」になる集団の本質を見抜き、いじめを抑止し、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。いじめが解消したと判断できる場合にも、いじめは、「どの学校にも、どの子においても起こりうるもの」であることを認識して、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。

⑲ネット上へのいじめの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちにサイト管理者やプロバイダ等に連絡し削除する措置を行う。また必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

(4) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が参画する学校評議員会等において、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の発見と調査

(1) 重大事態の意味

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 等

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

- ・不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

(2) 重大事態の報告

<学校が重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う>

学校⇒教育委員会⇒市長⇒市議会

(3) 重大事態発生時の調査の主旨及び調査主体

法第28条の調査は重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために教育委員会が調査の主体となっていく。

(4) 調査を行うための組織

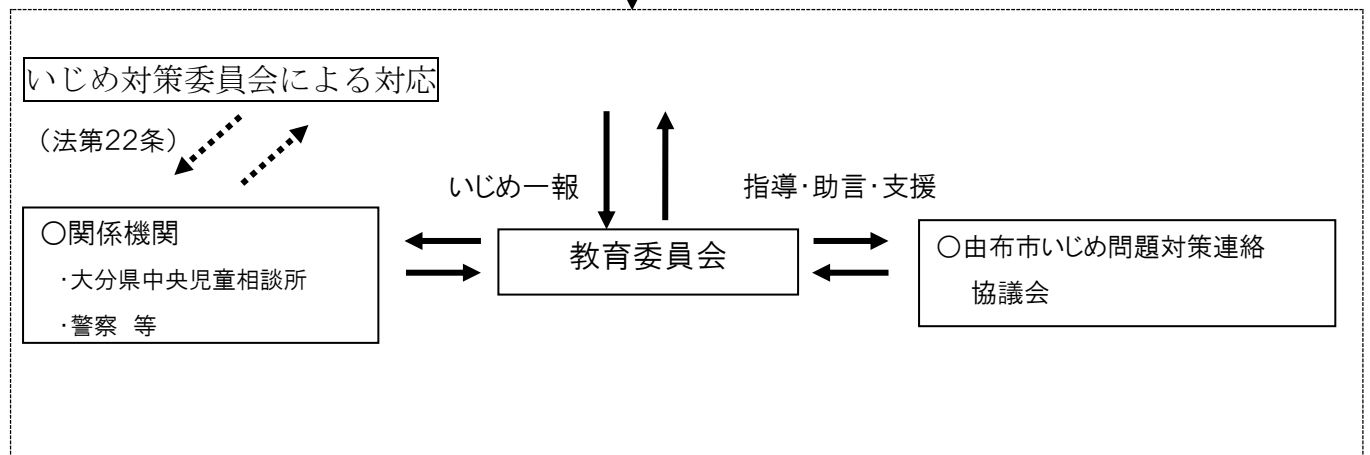
教育委員会が設置した「由布市いじめ問題解決支援委員会」が調査を行う。

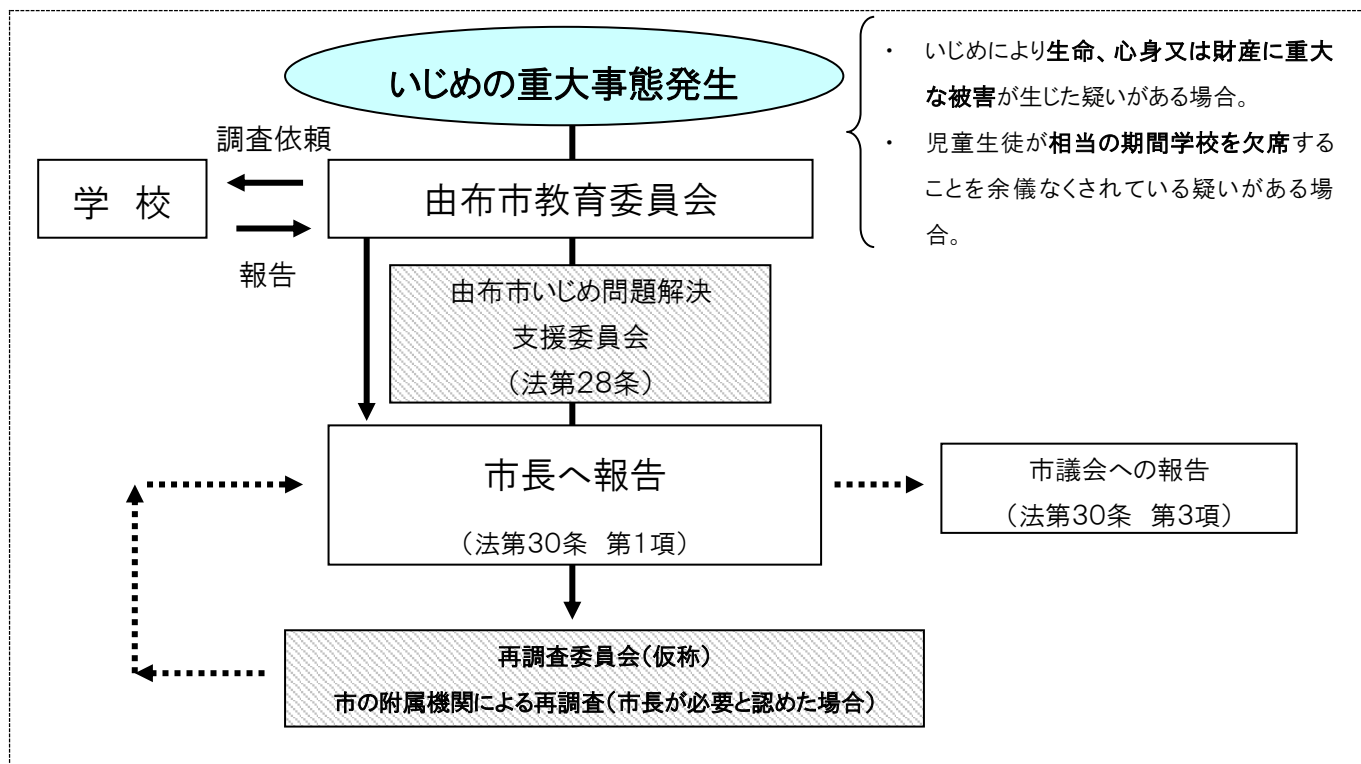
いじめの未然防止・いじめの早期発見の取組

(法第15条・法第16条)

いじめ防止委員会によるいじめの未然防止を目的とした取り組み・定期的な情報交換会
(学校いじめ防止基本方針)

いじめの事案発生





(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、以下の事実関係について明確にする。

- ・いつ (いつ頃から)
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情は何か
- ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校や教職員がどのように対応したか

次のような場合の留意点は以下のとおりである。

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

①いじめられた児童生徒から十分に聴き取りをする。

②児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査を行う。

この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。

③いじめた児童生徒については、調査による事実関係の確認をするとともに指導を行い、いじめ行為を止める。

④いじめられた児童生徒に対しては、事情及び心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

⑤これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性をふまえて、教育委員会が積極的に指導及び支援を行い、関係機関とも適切に連携して対応に当たる。

いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

<いじめられた児童生徒が入院して面会ができない場合>

①いじめられた児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し着手する。

②調査方法としては、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。

<いじめられた児童生徒が死亡した場合>

事後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

①遺族の要望や意見を十分聴取する。

②教育委員会や学校は在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

③遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。

その際、調査の目的や目標、調査を行う組織の構成、おおむねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておく。

④資料や情報は、できる限り偏りなく多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。

⑤教育委員会は、学校と協力し情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

⑥情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言等を参考にする。

⑦亡くなった児童生徒の学校に対し、指導主事や臨床心理士等を派遣し、心の緊急支援にあたる。

(6) その他留意事項

教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、いじめた児童生徒の出席停止措置を講じる。いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等をの弾力的な対応を検討する。

(7) 調査結果の提供及び報告

①調査結果について速やかに報告を行う。

教育委員会⇒市長

②いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・他の児童生徒のプライバシー保護や、関係者の個人情報に十分配慮し調査により明らかになった事実関係について説明する。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

2 市長による再調査及び措置

(1) 市長による再調査及び機関の設置

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(法第30条第1、2項)

市の調査機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果をふまえた措置等

地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(法第30条第5項)

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

教育委員会は、国や県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、教育委員会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性のあるものに、改訂していくこととする。